

現状の課題に対する事務局案

項目	現状	課題	事務局案
労働環境確認措置の対象範囲	予定価格 1 億5,000万円以上の工事 予定価格1,000万円以上の業務（庁舎等の清掃、警備、受付又は案内、樹木等管理業務） 1 年当たり 1 億5,000万円以上の指定管理 指定管理の下請負者のうち1,000万円以上の業務（庁舎等の清掃、警備、受付又は案内、樹木等管理業務）	大型工事等を含む契約の一部において、労働環境確認措置の対象となっていない案件が存在する。	<u>PFI事業に係る契約を労働環境確認措置の対象に追加する。（資料1）</u> PFI事業は長期間かつ大規模な内容となるため、労働条件確認措置の対象とすることで、より多くの労働者の労働環境改善及び市民生活の向上に寄与することができる。
労働環境報告書	事業者が各下請負者の労働環境報告書を集め、定期的にメールで市（契約課）に送信（持参も可）。提出された労働環境報告書の内容を市（契約課）で確認し、契約案件ごとに整理、保管をする。	メールは誤送信による情報漏えいリスクが高く、受信者は各メールの開封作業による整理が必要となる。特に大きな工事では下請負者の数が数十者に上るため、頻繁に大量のファイルを提出、電話連絡、受け取り・保管する作業をメールで行うことは、事業者にとって負担が大きい。	① <u>あいち電子申請・届出システム等を使った提出に変更する。（資料2）</u> 専用フォームからの提出が可能になり、事業者はメールを利用することによる情報漏えいリスクを無くすることができる。 ② <u>労働環境報告書に労働環境改善に関する特徴的な取組記入欄を設ける。（資料2）</u> 自社の強みを労働者及び市にPRすることが可能となる。
現場説明会	説明会の実施日時の調整のために、事業者は作業工程や下請けの状況を調整する必要がある。	候補の日時の絞り込みなど、実施日の決定のために、事業者は現場の調整を行った上で、市（事業担当課及び契約課）と複数回のやり取りが必要なる	① <u>現場での説明会に代えてインターネット環境を活用した説明、案内の充実を行う。（資料3）</u> 公契約条例についての案内ページを市ホームページ内に用意したうえで、当該ページの案内資料を事業者を通じて労働者に配布（現場事務所に掲示など）。労働者は説明会に参加する時間を用意しなくとも、自身の都合の良いタイミングで条例の案内を確認することができる。 また、ホームページのQRコードを資料に掲載し、スマートフォンで手軽にアクセスができるようにする。 ② <u>あいち電子申請・届出システム等を利用し、労働者向けのアンケートを常時実施する。（資料3）</u> 最低賃金などの労働環境の把握や、自由記述の回答を求めることで、各種取組の理解度を計り、情報を集積することで今後の取組の見直しに活かす。
	市（事業担当課及び契約課）の職員が現場に赴き、従事する労働者に対し説明を行う。	説明会に参加するため事業者は、昼休み中や、終業時間前後などに説明を受けるための時間を割く必要がある。現場での説明となるため、天候不良等が発生するとスケジュール調整がやり直しになる。	
	説明会の開催は原則 1 回	1 回の説明会に従事者の全員が参加することは出来ないため、条例について広く周知する目的を説明会では体现できていない。また、説明会を複数回実施とした場合であっても、短期の下請負者を網羅することは不可能。	
	説明資料を配布し口頭で説明	限られた時間の中での口頭説明は、十分な理解を得られない可能性がある。	
申出書	労働環境報告書に対する申出書の提出は、持参又は郵送に限られる。	持参又は郵送による提出は、電子的な提出よりも手間がかかる。	<u>あいち電子申請・届システム等に提出用の専用フォームを用意する。（資料3）</u> 提出用専用フォームのQRコードを掲載した資料の配布により案内することで、手軽に申出書の提出を行うことができる。

岡崎市公契約条例施行規則改正（事務局案）

現 行	事務局案
（趣旨） 第 1 条 この規則は、岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。 （規則で定める公契約） 第 2 条 条例第 6 条の規則で定める公契約は、次の各号のいずれかに該当する公契約とする。 （1） 予定価格が 1 億5,000万円以上の工事の請負契約 （2） 予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約 ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下この号において「庁舎等」という。）の清掃の業務 イ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第 2 条第 5 項に規定する機械警備業務を除く。） ウ 庁舎等の受付又は案内の業務 エ 樹木等管理業務	（趣旨） 第 1 条 改正なし （規則で定める公契約） 第 2 条 条例第 6 条の規則で定める公契約は、次の各号のいずれかに該当する公契約とする。 （1） 改正なし （2） 改正なし 新設 ③ 前 2 号及び次条に掲げるもののほか、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法第117号）第 2 条第 4 項に規定する選定事業に係る契約のうち、前 2 号の契約に相当する部分 新設した趣旨 大型工事等を含む契約の一部において労働環境確認措置の対象となっていない案件が存在している課題への対応するため、PFI 法対象の事業を労働環境確認措置の対象公契約として追加しました。 2 改正なし （指定管理者との協定の取扱い） 第 3 条 改正なし 附 則 （施行期日） 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 （見直し） 2 市長は、この規則の施行後 5 年以内を目途として、条例第 6 条の規定による措置の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。 （経過措置） 3 第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に競争入札に係る公告若しくは指名通知を行う契約又は同日以後に締結する契約（同日前に競争入札に係る公告又は指名通知を行ったものを除く。）について適用する。 4 第 3 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に指定される指定管理者に係る協定について適用する。 （施行期日） 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 （見直し） 2 市長は、この規則の施行後 5 年以内を目途として、条例第 6 条の規定による措置の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。 （経過措置）

岡崎市公契約条例施行規則改正（事務局案）

	3 第3条の規定は、令和7年4月1日以後に公表される民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法第117号）第2条第4項に規定する選定事業に係る契約について適用する。
--	---

岡崎市公契約条例施行規則改正（事務局案）

現 行			事務局案		
労 働 環 境 報 告 書			労 働 環 境 報 告 書		
区分	項 目	回答	区分	項 目	回答
労働条件	賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。		労働条件	賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	常時使用する労働者が 10 人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。			常時使用する労働者が 10 人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。	
	（常時使用する労働者が 10 人未満の場合は、「 / 」を記入してください。）			（常時使用する労働者が 10 人未満の場合は、「 / 」を記入してください。）	
	法定労働時間（ 1 日 8 時間以内かつ 1 週 40 時間以内）を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定(36 協定)を届け出ていますか。(協定で定めることができる時間外労働の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間)			法定労働時間（ 1 日 8 時間以内かつ 1 週 40 時間以内）を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定(36 協定)を届け出ていますか。(協定で定めることができる時間外労働の上限は、原則として月 45 時間・年 360 時間)	
	（労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「 / 」を記入してください。）			（労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「 / 」を記入してください。）	
	法定の年次有給休暇を付与していますか。(年次有給休暇は、雇入れの日から 6 か月間継続勤務し、 8 割以上出勤した労働者に対して 10 日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大 20 日まで付与されます。また全ての使用者は、年 5 日の年次有給休暇を労働者に取得させる義務があります。)			法定の年次有給休暇を付与していますか。(年次有給休暇は、雇入れの日から 6 か月間継続勤務し、 8 割以上出勤した労働者に対して 10 日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大 20 日まで付与されます。また全ての使用者は、年 5 日の年次有給休暇を労働者に取得させる義務があります。)	
安全衛生	労働者名簿及び賃金台帳を整備し、労働者の労働時間（時間外・休日と深夜の労働時間数）を記載していますか。		安全衛生	労働者名簿及び賃金台帳を整備し、労働者の労働時間（時間外・休日と深夜の労働時間数）を記載していますか。	
	事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、衛生推進者を選任していますか。(常時使用する労働者が 10 人未満の場合は、「 / 」を記入してください。)			事業場ごとに安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、衛生推進者を選任していますか。(常時使用する労働者が 10 人未満の場合は、「 / 」を記入してください。)	
	機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。			機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。			雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	雇入れ時及びその後 1 年に 1 回、定期的に健康診断を行っていますか。			雇入れ時及びその後 1 年に 1 回、定期的に健康診断を行っていますか。	
賃金	1 年に 1 回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査（ストレスチェック）を行っていますか。(常時使用する労働者が 50 人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「 / 」を記入してください。)		賃金	1 年に 1 回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査（ストレスチェック）を行っていますか。(常時使用する労働者が 50 人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「 / 」を記入してください。)	
	賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月 1 回以上、一定の期日に支払っていますか。(口座振込を含む。)			賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月 1 回以上、一定の期日に支払っていますか。(口座振込を含む。)	
	時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。(時間外又は深夜: 2 割 5 分以上、休日: 3 割 5 分以上、時間外かつ深夜: 5 割以上、休日かつ深夜: 6 割以上、月 60 時間を超える時間外の超えた部分: 5 割以上)			時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。(時間外又は深夜: 2 割 5 分以上、休日: 3 割 5 分以上、時間外かつ深夜: 5 割以上、休日かつ深夜: 6 割以上、月 60 時間を超える時間外の超えた部分: 5 割以上)	
下請負	地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。		下請負	地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
	(対象の労働者のうち、一部の方が最低賃金の減額特例を受けている場合は「○ + 特例」、全員が特例を受けている場合は「特例」と記入してください。)			(対象の労働者のうち、一部の方が最低賃金の減額特例を受けている場合は「○ + 特例」、全員が特例を受けている場合は「特例」と記入してください。)	
下請負	本件契約に係る業務に下請負者がある場合、公契約条例の趣旨を説明し、理解を得ていますか。		下請負	本件契約に係る業務に下請負者がある場合、公契約条例の趣旨を説明し、理解を得ていますか。	
	本件契約に係る業務に下請負者がある場合、国土交通省の建設業法令遵守ガイドライン又は公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準を理解し、建設業法又は下請代金支払遅延等防止法の規定を遵守していますか。			本件契約に係る業務に下請負者がある場合、国土交通省の建設業法令遵守ガイドライン又は公正取引委員会の下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準を理解し、建設業法又は下請代金支払遅延等防止法の規定を遵守していますか。	
取組事例	労働環境の改善に向けた積極的な取組があれば、具体的に記入してください。		取組事例	労働環境の改善に向けた積極的な取組があれば、具体的に記入してください。	

「回答」欄には、「○」または「×」、該当しない場合は「 / 」を記入してください。

(宛先) 岡 崎 市 長

当該業務の労働環境について、上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

契 約 名

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

担当者連絡先

(所属名、氏名、電話番号)

【送付先メールアドレス: denshichotatsu@city.okazaki.lg.jp】

(メール送信後、お電話をお願いします (契約課入札係 0564-23-6341))

改正の趣旨

労働環境報告書の情報漏えいリスクの低減及び事業者の手間削減のため、メールによる提出ではなく、別のシステムを使用した提出に変更する。

自社の強みを労働者及び市に PR することを可能とするため、労働環境の改善に向けた積極的な取組について、自由記述欄を設ける。

岡崎市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱改正（事務局案）

現 行	事務局案
（趣旨） 第 1 条 この要綱は、岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第24号。以下「条例」という。）及び岡崎市公契約条例施行規則（令和 2 年岡崎市規則第 1 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、公契約に係る適正な履行及び労働環境の整備を図るため、労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。 （用語） 第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例による。 （入札参加者への周知） 第 3 条 当該要綱が適用される旨を、一般競争入札及び指定管理においては公告等により、指名競争入札においては指名通知により周知するものとする。 （労働者への周知） 第 4 条 事業者は、労働環境の確認について（様式第 1 号）を規則第 2 条及び第 3 条に定める公契約が行われる場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者に周知しなければならない。 2 市長等は、事業者等と協力し、労働者を対象とする労働環境の確認に係る説明会を開催するよう努めるものとする。 （確認の方法） 第 5 条 確認の方法は、労働条件、労働時間、賃金その他の労働条件について、事業者が労働環境報告書（様式第 2 号）を市に提出することにより行うものとする。 また、事業者はすべての下請負者の労働環境報告書についても提出しなければならない。 ただし、規則第 3 条第 2 項第 1 号に規定する指定管理者については、自己の労働環境報告書と規則第 3 条第 2 項第 2 号に規定する下請負者の労働環境報告書を市に提出するものとする。 2 労働環境報告書の市への提出は、契約締結後速やかに行うものとする。また、報告内容に変更が生じた場合は速やかに、内容を変更した報告書を提出するものとする。 3 契約担当課長は、前項の提出があったときは、その内容を確認し、契約書又は基本協定書とともに保存させるとともに、発注担当課等の長は労働者が内容を確認できるよう、その写しを工事場所、業務場所及び指定管理場所に掲示するものとする。 （労働者の申し出） 第 6 条 労働者は、前条第 3 項の掲示を確認し、その内容に疑義がある場合には、市に対し、労働環境報告書に係る申出書（様式第 3 号）を提出することができる。 （不利益な取り扱いの禁止） 第 7 条 事業者等は、労働者から前条の規定による申出書の提出があった場合は、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。	（趣旨） 第 1 条 改正なし （用語） 第 2 条 改正なし （入札参加者への周知） 第 3 条 改正なし （労働者への周知） 第 4 条 改正なし 改正 2 市長等は、事業者等と協力し、労働者を対象とする労働環境の確認に係る認識度を計る調査の実施に努めるものとする。 改正の趣旨 説明会を開催することは事業者、発注者双方の負担が大きいが、効果が分かり辛いことから、事業者、発注者双方の負担を軽減し、かつその効果が分かり易い方法に改善する。 （確認の方法） 第 5 条 改正なし 改正 （労働者の申し出） 第 6 条 労働者は、前条第 3 項の掲示を確認し、その内容に疑義がある場合には、市に対し、労働環境報告書に係る申出書（様式第 3 号）を提出又は愛知県電子申請・届出システムによって作成し提出することができる。 改正の趣旨 申出書は紙での取扱いを想定しており、原則として、持参又は郵送による提出が必要となる。そのため、提出に係る敷居が高いといえる。愛知県電子申請・届出システムによって作成し提出することを可能とすることにより、より提出を行いやすい環境を整える。 （不利益な取り扱いの禁止） 第 7 条 改正なし

岡崎市公契約条例に係る労働環境の確認に関する要綱改正（事務局案）

（調査及び改善の方法） 第 8 条 市は、労働環境報告書の内容に疑義があった場合並びに第 6 条の規定による申し出を受けその申し出の内容を確認する必要があると認めた場合には、事業者等に対して聞き取り等の調査を行い、労働環境報告書調査票（様式第 4 号）を作成するものとする。 2 市は、事業者等に労働環境の改善が必要と判断したときは、労働環境改善通知書（様式第 5 号）により事業者等へ通知するものとする。 3 事業者等は、前項の規定による通知を受けた場合は、労働環境の改善を図り、その内容について労働環境改善報告書（様式第 6 号）により速やかに報告するものとする。 （不適切な労働環境に対する措置） 第 9 条 市は、前条第 2 項の通知後も事業者等による改善が不十分で、不適切な労働環境であると思慮された場合は、岡崎労働基準監督署に通報するものとする。 （その他） 第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が定める。 附 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 （見直し） 2 第 5 条第 1 項の規定に基づく労働環境報告書の提出対象事業者については、当分の間、同項の規定にかかわらず、50 万円以上の一部受注をした下請負者とし、取組状況等を勘案し適宜見直すものとする。 （施行期日） 3 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。 （施行期日） 4 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。	（調査及び改善の方法） 第 8 条 改正なし （不適切な労働環境に対する措置） 第 9 条 改正なし （その他） 第10条 改正なし 附 則 （施行期日） 5 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
--	--